

## 医療費控除 — のすすめ

歯科の医療費を申告すると税金が軽くなるしくみ

クレジットの利用と医療費控除



SMILE LINE

## 医療費控除とは

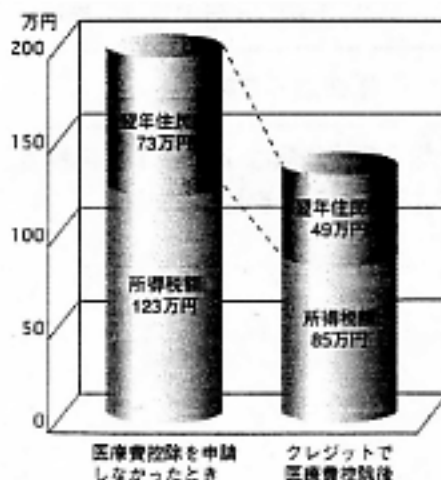
医療費控除は、高額な医療費負担に応じて税金を軽くしようという国の制度です。保険の患者さん負担分はもちろん歯科の保険外の負担も原則として医療費控除の対象になります。

### 例

年間給与収入	夫：1,200万円	妻：なし
治療を受けた人	妻	
治療内容	インプラントを含む補綴治療	
治療期間	20ヵ月	
治療費	200万円（他に家族の総医療費負担が10万円）	
医療費控除額	200万円（クレジットで支払った場合）	

年間給与収入から給与所得控除、社会保険料、配偶者控除、基礎控除などを差し引いて課税所得が780万円とすると

	所得税額	翌年住民税額
医療費控除を申請しない場合	約123万円	約73万円
クレジットで医療費控除後	約85万円	約49万円
節税額	約38万円	約24万円



合計節税額：62万円

## クレジットと医療費控除の関係

医療費控除は、治療の進み方とは関係なく実際に費用を支払った年の課税所得から控除する仕組みです。ただし、10万円までは通常発生する費用と考えられ控除の対象になりません。

クレジットを利用すると、クレジット会社が歯科医院にまとめて治療費を支払います。この時点で患者さんが治療費を負担したものとみなされます。クレジットを利用すると、金額がまとまるので節税額が大きくなります。自分で分割払いにしたときは、支払った年ごとに医療費控除の確定申告をしなければなりません。また1年に10万円までは控除の対象になりません。

このようにクレジット(割賦支払い)と医療費控除をセットで利用すると実質的な負担をかなり軽くできます。ただし、クレジットに分割支払い手数料(金利)がかかる場合、その金利部分は医療費とは見なされず控除の対象になりません。分割支払い手数料ゼロのクレジットは医療費控除でも有利です。

### 例

課税所得： 500万円

治療費： 30万円

クレジットで払ったときの医療費控除額 20万円(4万円程度の節税)

クレジットを使わず2年に分けて払ったときの医療費控除額 1年に5万円

クレジットを使わず2年に分けて払った場合の節税額は1年に1万円程度。申告の手数を考慮すると医療費控除の申告はお勧めできません。

## クレジットと分割支払いはどっちがトク？

歯科医院に治療費を毎月分割で支払うのとクレジットを利用して毎月返済するのでは、ほとんど同じ？ どっこいクレジットがずっと有利です。

1年間に10万円までは医療費控除の対象にならないという規定があるために一括支払いと同じ扱いになるクレジットは断然トクになるのです。そしてもうひとつ忘れてならないのは、所得の多い人ほど高い所得税率になる累進課税の仕組みです。一括して大きな負担をすればするほど節税効果も大きくなります。

### 例

今年の7月から毎月3万円ずつ3年間(36カ月間 計108万)支払って治療を完了するとします。

	患者さんの負担	医療控除対象額	節税額
クレジット	毎月3万円	98万円 <small>108万の支払いが完了したことになり、108万-10万が対象額となる</small>	20万円
分割	毎月3万円	1年目 8万円 <small>(3×6万-10万)</small>	1万6千円
		2,3年目 26万円 <small>(3×12万-10万)</small>	5万2千円
		4年目 8万円 <small>(3×6万-10万)</small>	1万6千円

クレジットで支払った場合、課税所得が500万円の人であれば、還付申告すれば20万円あまり、所得税の3割は戻ってくる計算になります。そしてそれに応じて翌年の住民税額も軽くなります。

分割払いの場合は、手間ひまかけて申告してもたいした節税にはなりません。しかも4回も医療費控除の申告に行かなければなりません。

## 医療費控除 いつ…

医療費を支払った年の所得から控除する。

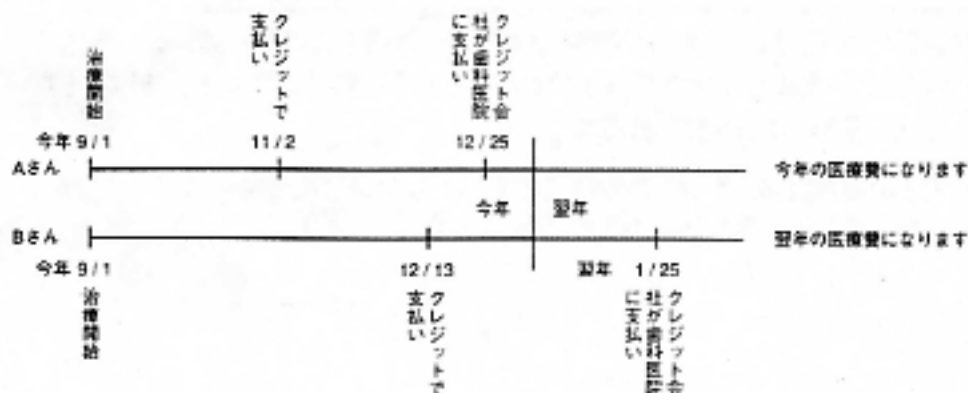
確定申告は翌年の3月15日まで。

還付申告\*は3月15日をすぎてもかまいません。

\*サラリーマンなど所得税を源泉徴収で納めている人は、「年末調整」で税金の過不足を調整しますので普通は確定申告の必要はありません。医療費控除の適用を受ける場合は、還付を受けるための申告をして納めすぎた税金を返してもらうことになります。

医療費控除はカレンダーの1月から12月までの1年を単位として、その今年に支払った医療費について課税所得から控除する制度です。医療費を今年の支払いのなかに計算するかどうかは、今年治療を始めた場合でしょうか？ 今年治療が終わった場合でしょうか？ どちらもノー。治療を受けたときではなく、請求書もらったときでもなく、支払いをしたときです。

クレジットを利用した場合は、クレジット会社に支払ったときではなく、もちろん請求書もらったときではなく、クレジット会社が歯科医院に支払いをしたときです。すなわち12月末日までにクレジット会社が歯科医院に支払いをすれば、その分が今年の医療費となります。



---

## 医療費控除 だれが…

---

税金(所得税)を納めている人なら誰でも、ご自分の医療費はもちろんですが、配偶者(奥様)、お子さん、その他生計をいっしょにしているご両親や親族のために支払った歯科の医療費について医療費控除を申請することができます。

パートで働いている奥様の治療費はどうでしょう。奥様の分を含めて家族全体の医療費をまとめてご主人の所得について医療費控除を申請するのが有利です。たとえ奥様に収入があっても「生計を一に」している場合は、ご主人の医療費控除の対象になります。

同居していない両親が入れ歯の治療を受けたときは、どうでしょう。同居の有無は関係ありません。仕送りによって生計を立てているご両親の医療費は控除の対象になります。ご両親に多少の収入があっても大丈夫です。

生計を一にしている期間は問題ではありません。たとえばお父さんに仕送りを始めたところ、そのお父さんがたまたま歯科治療のためにクレジットを使ったとします。お父さんがクレジットを使ったときに仕送りをしていけば、あなたの所得控除の対象になります。

そのお父さんに収入がある場合はどうでしょう。あるいはお父さんに扶養されているあなたのお母さんの医療費はどうでしょう。あるいは収入のあるお子さんの医療費はどうでしょう。生計をいっしょにしていれば、すべてあなたの医療費控除の対象になります。

## 医療費控除 どれだけ…

所得が多ければ多いほど、かかった医療費が多ければ多いほど（ただし200万円まで）。

10万円までは控除の対象になりません。家族全部の1年分の医療費や薬剤費それにかかった交通費などの合計の10万円を超えた部分が医療費控除の対象になります。

クレジットでは、クレジット会社にその年に返済した金額ではなくクレジット会社が歯科医院に支払った医療費の全額が控除の対象になります。

### 例

お子さんがケガをしたときの病院外来の窓口負担合計	15,000円
お子さんを病院に運んだタクシー代とその後の通院費合計	8,000円
奥様の歯科の保険窓口負担	12,000円
その後自費になって年末にクレジット	300,000円
クレジットの返済は1ヵ月20,000円（11,12月合計40,000円）	
家族の医療費の合計	335,000円

ここから10万円を差し引いた分（ただし合計所得金額\*が200万円未満の場合は、年収の5%を差し引きます）が控除されます。

じゃあ、235,000円も税金が返ってくる？ いえいえ控除とは、課税所得からその分を差し引くという意味です。還付申告の場合は、235,000円分所得が少なかったと考え、それにかかる税金とすでに源泉徴収された税金の差額が返ってきます。

上限は200万円です。200万円を大きく上回る医療費については医療機関とご相談ください。

合計所得金額とは、総収入から必要経費や給与所得控除を差し引いた金額。

## 医療費控除 どんなとき…

「医師または歯科医師による診療または治療」のために支払った費用が医療費控除の対象になるのですが、歯科医院での治療でも医療費控除の対象にならないものもあるので注意が必要です。たとえば美容目的の処置は、「歯科医師による診療または治療」とは呼びません。あくまでも傷病の治療と療養にかかった費用が対象です。凸凹美容外科病院のなかにある歯科で歯を白くするホワイトニングの処置を受けた費用は通常医療費控除の対象にはなりません。健康診断は診療でも治療でもありません。また、一般的に見て効果のあやしい民間療法などは、たとえ歯科医師の治療でも控除の対象にはなりません。

では、どんな治療が医療費控除の対象にならないのでしょうか。

貴金属のクラウンは贅沢だからダメでしょうか？

健康保険でカバーされない治療でも大丈夫です。「治療の一環として」処置される場合には必要な治療と見なされます。

子どもの矯正治療の費用は？

発育段階にあるお子さんの歯科矯正治療は「身体の構造または機能の欠陥を是正する」という明確な目的があるので、医療費控除が認められます。

では、大人の矯正治療は対象外でしょうか？

ポーセレンラミネートベニアはどうでしょうか？

ホワイトニングはどうでしょうか？

問題は、治療方法ではなく、傷病の有無、障害の程度と治療の目的ですので、歯科医院とご相談ください。



## 医療費控除を受ける手続き

用意する書類は、確定申告書 A と B によって違います。

申告所得が給与所得など(雑所得、配当所得、一時所得)で、予定納税のない人は確定申告書 A。

個人事業主、自営業のほか、土地建物の譲渡所得のある方や所得金額が赤字の方で分離用または損失用の申告書と併用して使用する方は確定申告書 B。

### <確定申告書 A の医療費控除の申告に必要な書類>

- 1 医療費の支出を証明するもの(クレジット利用の場合は、領収証がないので代わりにクレジット契約書の写しを使います)
- 2 医療費の明細書
- 3 給与所得の源泉徴収票
- 4 還付金を振り込む申告名義人の預金口座がわかる書類
- 5 印鑑
- 6 確定申告書 A

### <確定申告書 B の医療費控除の申告に必要な書類>

- 1 医療費の支出を証明するもの(クレジット利用の場合は、領収証がないので代わりにクレジット契約書の写しを使います)
- 2 医療費の明細書
- 3 給与所得の源泉徴収票または青色申告決算書(一般・不動産用等)
- 4 印鑑
- 5 確定申告書 B

※ 申告書用紙は税務署でお受け取り下さい。または国税庁のホームページより PDF ファイルがダウンロードできます。

医療費の明細書

平成 16 年分 医療費の明細書

この明細書は、申告者と  
一緒に提出してください。

住所 〇〇市〇〇区××1-1

氏名 〇〇 森夫

医療を受けた人	性別	病名・薬名などの所在地・名称	医療の計費となる医療費の内訳		そのうち保険金などで 戻り得る金額
			保険料控除後の 支払った医療費	支払った医療費	
〇〇 息子	男	〇×区 △△聖和医院	〇〇	250,000	0
〇〇 千枝	子	〇〇市 市立××病院	△△	170,000	105,000
〇〇 冬夫	子	〇〇市 〇〇医院	××	120,000	72,000
領収書等から記入します。					
申告書第二表の該当欄に転記します。			計	A 520,000	B 177,000

【控除額の計算】

支払った医療費 <b>(F)</b>	520,000 円	A
保険金などで戻り得る金額 <b>(G)</b>	177,000 円	B
A - B	343,000 円	C
所得金額の合計 <b>(B)</b>	5,226,000 円	D
D × 0.05	261,300 円	E
100,000円とEのいずれか少ない方の金額	100,000 円	F
C - F <b>(H)</b>	243,000 円	医療費控除額

申告書第二表の「〇所得から差し引かれる金額に関する事項」欄の医療費控除に転記します。

申告書第一表の「所得金額」欄の合計を転記します。  
 (注) 以下の場合は、そのうちAの金額を加算します。  
 ・医療所得がある場合 —— その所得金額  
 ・所得金額調整控除が認められる場合 —— その所得金額(控除対象所得の金額、ただし、所得控除については控除対象所得の金額)  
 なお、居住中所得の場合には、申告書別添付 源泉徴収票「4 源泉徴収税額」欄の④の金額を転記します。

申告書第一表の「所得金額」欄の合計を転記します。

申告書第一表の「所得から差し引かれる金額」欄の医療費控除に転記してください。

申告書第一表の該当欄に転記します。

※ 医療費の領収書はこの封筒に入れてください。

※ 申請書、給与所得の源泉徴収票等は、この封筒には入れないでください。

※ B5 サイズの封筒になっていますので、中に領収書を入れて提出します。

※ 健康保険組合等が発行する「医療費のお知らせ」は「領収書等」に当たりませんのでご注意ください。

確定申告書 A：給与所得、雑所得、配当所得および一時所得だけの人で予定  
納税のない人

例：給与所得について年末調整を受けた方で、年末調整を受けた各種控除に異  
動がなく医療費控除を受ける場合

管轄する税務署名

FA0010

平成 116 年分の所得税の確定申告書 A

住所 (以下略)	〒0000 マルメレ 1111 〇〇市 〇〇区 XX-1-1	氏名 〇〇 春夫	〒0000 〇〇 春夫 主人
生年月日	同日	生年月日	〇〇/〇〇/〇〇

明治…「1」  
大正…「2」  
昭和…「3」  
平成…「4」

所得	額	(単位は円)	所得	額	(単位は円)	所得	額	(単位は円)
①	給与所得	7,140,000	①	課税される所得金額 (①-②)	2,595,000	①	上乗せに対する控除	2,595,000
②	雑所得		②	配当所得		②	社会福祉入金(国庫)等 特別控除	
③	一時所得		③	社会福祉入金特別控除		③	居住用所得控除 (①-②-③-④)	2,595,000
④	合計	7,140,000	④	居住用所得控除 (①-②-③-④)	2,595,000	④	以て減免される 所得控除	
⑤	控除	5,226,000	⑤	再掲引所得控除 (⑤-⑥)	2,595,000	⑤	定率減税額	5,190,000
⑥	合計	5,226,000	⑥	源泉徴収額	2,270,000	⑥	源泉徴収額	2,270,000
⑦	社会保険料控除		⑦	所得控除額 ⑤-⑥	0,000	⑦	所得控除額 ⑤-⑥	0,000
⑧	小規模企業共済等控除		⑧	⑦-⑧	1,940,000	⑧	配当金の合計所得金額	
⑨	生命保険料控除		⑨	課税所得 ⑦-⑧	1,940,000	⑨	課税所得・一時所得の 源泉徴収控除の合計額	
⑩	損害保険料控除		⑩	戻付金の合計所得金額		⑩	戻付金の合計所得金額	
⑪	住宅ローン控除	0,000	⑪	戻付金の合計所得金額		⑪	戻付金の合計所得金額	
⑫	勤労学生、障害者控除	0,000	⑫	申告期限までに 納付する金額	0,000	⑫	申告期限までに 納付する金額	0,000
⑬	配偶者控除	0,000	⑬	還付金 ⑫-⑬	0,000	⑬	還付金 ⑫-⑬	0,000
⑭	配偶者特別控除	0,000	⑭	還付金 ⑫-⑬	0,000	⑭	還付金 ⑫-⑬	0,000
⑮	扶養控除	0,000	⑮	還付金 ⑫-⑬	0,000	⑮	還付金 ⑫-⑬	0,000
⑯	基礎控除	0,000	⑯	還付金 ⑫-⑬	0,000	⑯	還付金 ⑫-⑬	0,000
⑰	⑰から⑳までの計	2,318,744.58	⑰	還付金 ⑫-⑬	0,000	⑰	還付金 ⑫-⑬	0,000
⑱	医療費控除	243,000	⑱	還付金 ⑫-⑬	0,000	⑱	還付金 ⑫-⑬	0,000
⑲	寄付金控除		⑲	還付金 ⑫-⑬	0,000	⑲	還付金 ⑫-⑬	0,000
⑳	合計 (⑰+⑱+⑲+⑳)	2,630,458	⑳	還付金 ⑫-⑬	0,000	⑳	還付金 ⑫-⑬	0,000

該当年分の「所得税の税額表」で求めます。

$\text{⑱の金額} \times 20\%$ 、または25万円の少ない方の金額を記入します。

この部分は該当する項目がある方のみ書いてください。

ご自分の預金口座を記入します。郵便局窓口で受け取る場合は、郵便局名のみ記入します。

「医療費の明細書」で計算した控除額を記入します。

①～⑱は「源泉徴収票」より転記します。



確定申告書 B；事業所得の人、土地建物の譲渡所得のある人や所得金額が赤字の人で分離用・損失用の申告書と併用して使用する人

例：申告をする所得が事業所得のみの場合

管轄する税務署名

平成 16 年分の所得税の確定申告書 B FA9020

住所 〒XXXX XXXX  
 ○○市○○区○○街○○番地

青色申告者は青色の文字を○で囲みます。

「所得税青色申告決算書」から転記します。

「医療費の明細書」で計算した控除額を転記します。

所得金額

事業所得	26542800
不動産所得	
雑所得	
合計	26542800

給与所得	4999127
退職所得	
雑所得	
合計	4999127

所得控除	243000
社会保険料控除	70000
小規模企業共済等特別控除	
住宅ローン控除	50000
医療費控除	3000
合計	243000

所得金額	2198700
所得控除	760000
合計	380000

所得金額	2198700
所得控除	760000
合計	380000

所得金額	2198700
所得控除	760000
合計	380000

○黒字の金額は、100円未満を切り捨てた金額（黒字の金額が100円未満のときは「0」を書きます。赤字の金額は、そのままの金額に頭部に「△」または「-」を付して書きます。

この部分は該当する項目がある方のみ書いてください。



※税額については平成 16 年 9 月現在の税制をもとに計算しており、税制改正などにより計算方法や税額が変わることがあります。比較検討を容易にするため所得税および住民税の定率減税は考慮に入れておりません。

---

監修 下川会計事務所

所長税理士 下川浩司

〒540-0039 大阪市中央区東高麗橋 3-16 Tel 06-6944-6943